\bigcirc 信用金庫が会員以外の者に対して行う資金の貸付け等に関する期間及び金額を指定する件(昭和四十三年大蔵省告示第七十一号)

対して同項第二号に規定する資金の貸付け及び手形の割引を行うる卒業会員(同条第一項第二号に規定する卒業会員をいう。)とすを外国子会社(同条第三項に規定する外国子会社をいう。)とす四 令第八条第一項第四号に定める資金の貸付けを行う期間 自ら	百万円) 「一方の資金の貸付けについては、一人当たりの資金の貸付けの額七年がら資金の預託を受けて会員たる資格を有する者に対して行う体から資金の預託を受けて会員たる資格を有する者に対して行うが及び手形の割引の額の合計額七百万円(信用金庫が地方公共団イ・ロ (略)	信用金庫法施行令(昭和四十三年政令第百四十二号)第八条第一項第二号に定める事業者が会員であつた期間 三年以上 「一 信用金庫法施行令(以下「令」という。)第八条第一項第二号に定める事業者が会員であつた期間 三年以上 「一 令第八条第一項第二号に定める資金の貸付け及び手形の割引を 「一 である事業者が会員であつた期間 三年以上 「一 である事業者が会員であった期間 「一 である事業者が会員であった期間」 「一 である事業者が会員であった期間」 「一 である事業者が会員であった期間」 「一 である事業者が会員であった期間」 「一 である事業者が会員であった期間」 「一 である事業者が会員であった。」 「一 である事業者が会員であった。」 「	改正案
(新設)	資金の貸付については、一人当りの資金の貸付の額七百万円)ら資金の預託を受けて会員たる資格を有する者に対して行う当該び手形の割引の額の合計額七百万円(信用金庫が地方公共団体かイ・ロ (略)	信用金庫法施行令(昭和四十三年政令第百四十二号)第八条第一項信用金庫法施行令(昭和四十三年政令第百四十二号)(以下「一 信用金庫法施行令(昭和四十三年政令第百四十二号)(以下「一 令」という。)第八条第一項第二号に定める事業者が会員であつた期間 三年以上	現

間を除く。)